

平成28年9月定例会 経済委員会（事前）

平成28年9月21日（水）

〔委員会の概要 労働委員会関係〕

丸若委員長

ただいまから、経済委員会を開会いたします。（10時34分）

直ちに、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、労働委員会関係の調査を行います。

労働委員会関係の9月定例会提出予定議案はありませんが、この際、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】（資料①）

- 不当労働行為事件について
- 個別的労使紛争解決サービスの運用状況について

森労働委員会事務局長

今定例会で、御審議いただく提出予定議案はございませんが、この際、2点御報告申し上げます。

お手元の報告資料1ページをお開きください。

まず、1の不当労働行為事件についてでございますが、終結した事件が1件、新規の事件が1件、合わせて2件ございます。

1件目の事件名「A事件」につきましては、取下げにより終結した事件でございますが、申立人であるB労働組合から、被申立人であるC法人を相手方として、平成27年10月30日に申立てのあったものでございます。

申立ての内容といたしましては、申立人である組合の執行委員長に対して、法人が行った懲戒処分が不当労働行為に当たるとの申立人の主張で、不利益取扱いの撤回及び、謝罪文の掲示を求めていたものでございます。

本事件につきましては、申立て以降、当事者の主張整理や争点の明確化のための調査と併行しまして、和解の可能性も探ってまいりましたところ、去る9月16日、当事者間において和解が成立し、同日付け、申立人からの申立て取下書の提出があったため、事件の終結となったものでございます。

2件目の事件名「D事件」につきましては、6月定例会の閉会後に申立てのございました新規の事件でございます。

これは、申立人であるE労働組合から、被申立人であるF社を相手方として、平成28年7月12日に申立てのあったものでございます。

申立ての内容といたしましては、組合側が行った複数回に渡る団体交渉の申入れに対して、会社側が応じなかったとの申立人の主張で、正当な理由のない団体交渉拒否であり、

不当労働行為に当たるとして、誠実な団体交渉の実施及び、謝罪文の交付・掲示を求めているものでございます。

本事件につきましては、当事者の主張整理や、争点の明確化のための調査を既に開始したところであり、引き続き適正に審査手続を進めてまいります。

続きまして、報告資料の2ページを御覧ください。

2の個別的労使紛争解決サービスの運用状況についてでございます。

これは、個々の労働者と使用者との紛争を解決する、いわゆる個別的労使紛争解決サービスにかかる平成28年4月から8月末までの運用状況でございます。

この間の相談件数は114件。あっせん申請件数は係属中の1件となっております。

なお、このあっせん申請につきましては、去る9月14日にあっせんを行った結果、双方の合意が成立し、解決に至りましたので、この際、御報告させていただきます。

以上で報告を終わらせていただきます。

丸若委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、労働委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（10時39分）

※注： ホームページにおける労働委員会関係の委員会記録・資料の掲載に当たっては、企業名等の実名を記号化して標記しております。

なお、徳島県議会で保存しております委員会記録・資料の原本については、企業名等は実名のまま標記しております。